

令和 2 年 第 4 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年4月22日(水)午後2時

2 場 所 多治見市役所本庁舎 5階第1委員会室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第6号	農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
議第7号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について	1件
議第9号	農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について	1件
報第8号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	8件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	欠席
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	欠席
5	坂崎 寛治	
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	
13	日比野 敏夫	

14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	欠席
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	

議長 ただいまより、令和2年第4回農業委員会総会を開会する。
 本日は2番林則武委員、4番長谷川博委員、15番小川松鶴委員から欠席の連絡を受けているので16名中13名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、5番 坂崎寛治 委員、7番 若尾茂 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第6号「農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」を上程する。議第6号について事務局より説明を願う。

事務局 申請者、多治見市廿原町251番地の1、有限会社廿原ええのお。法人の概要、構成員などは前年と変更なし。売上は前年より若干上がり、純利益も若干の黒字となっている。

議長 それでは議第6号について、意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第6号について採決を行う。議第6号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第6号は承認することに決定する。

議長 次に、議第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第7号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号1 賃貸借権。賃貸人、■■■市■■町■■番地、■■■。賃借人、多治見市豊岡町1丁目55番地、公益財団法人多治見市文化振興事業団。土地は大藪町八幡前■■番、田、現況畑、農振農用地、176㎡、■■番、田、現況畑、農振農用地、882㎡、■■番、田、現況畑、農振農用地、800㎡、■■番、田、現況畑、農振農用地、1,293㎡、計3,151㎡。相続による所有権が異動したことによる利用権の再設定であり、南姫公民館の「なかよし農園」として野菜作り体験講座に使用している。

議長 それでは議第7号について、地元委員から意見があれば発言願う。

14番 賃貸人の祖父の頃から貸し出している農地であり、名義変更のみであるため問題ない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第7号について採決を行う。議第7号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第7号は承認することに決定する。

議長 次に、議第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程する。議第8号について事務局から説明を願う。

事務局 申請番号1 使用貸借権。使用貸人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■。使用借人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■外1名。土地は姫町4丁目■■番、畑、533㎡。転用目的は自己住宅。市街化調整区域のため、別途開発許可協議中。

議長 それでは議第8号について、意見があれば発言願う。

14番 賃借人2名は夫婦であり、賃貸人と同居している。今回別宅を建てるための申請であり、問題ない。

議長 他に発言はないか。発言がないので、議第 8 号について採決を行う。議第 8 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 8 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 9 号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」を上程する。議第 9 号について事務局から説明を願う。

事務局 市に農業経営改善計画の認定申請があったため、これに係る意見徴収を求めるもの。申請者、多治見市北丘町 6 丁目 12 番地、有限会社北山養鶏場。現在は鶏卵を出荷しており、5 年目の更新として申請する。

今回鶏卵生産からブロイラー生産へ移行するため、今年度にブロイラーを作るための鶏舎について 4 棟新築と 2 棟の改修を行う。目標の令和 7 年度には総出荷数 38 万羽で、常時 10 万羽いる鶏舎を計画。

鶏糞処理については、今までは堆肥用に発酵処理をしていたが、ボイラーで燃焼し余熱を鶏舎床暖房で利用する方法に変更するため今より臭いが出なくなる。

国から 2 分の 1 の補助を受け、総事業費 7 億 3,821 万円で実施する。鶏舎では、雛から成鶏まで育て、恵那市の業者に出荷し加工され、「恵那どり」として出荷される。

議長 それでは議第 8 号について、意見があれば発言願う。

7 番 申請者は昨年からはブロイラーを始め、3 ヶ月で出荷するみたいだが、今後は全てブロイラー生産になるのか。

事務局 将来的には全てブロイラー生産となる。3 ヶ月ごと、年 4 回出荷を行い、年間総出荷数 38 万羽のうち約 10 万羽が鶏舎にいる計画である。

7 番 今までは臭いが気になったが、今後なくなると思われるので、問題ない。

議長 他に発言はないか。発言がないので、議第 9 号について採決を行う。議第 9 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 9 号は承認することに決定する。

次に、報告事項に入る。報第 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 8 号について事務局より説明を願う。

事務局 8 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。譲受人、多治見市金岡町 2 丁目 85 番地、有限会社いなかつ。土地は宝町 1 丁目■■番、田、現況雑種地、82 m²。転用目的は駐車場敷地。砂利敷のため始末書提出。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■番地の■■、■■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番地の 11、一建設株式会社。土地は笠原町権現■■■■番■■、畑、778 m²。転用目的は建売住宅の建築。4 棟建設予定。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■番地の■■、■■■■。譲受人、多治見市笠原町 2455 番地の 97、櫻井建設株式会社。土地は笠原町権現■■■■番■■、田、512 m²、■■■■番■■、田、10 m²、■■■■番■■、田、103 m²、計 625 m²。転用目的は住宅の建築。2 棟のモデルハウスを予定。

申請番号 4 使用賃借権。賃貸人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。賃借人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■外 1 名。土地は赤坂町 2 丁目■■番■■、田、現況畑、516 m²。転用目的は自己用住宅の建築。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■都■■区■■■■丁目■■番地の■■、■■■■。譲受人、土岐市泉西原町 1 丁目 4 番地の 1、愛岐木材住建株式会社。土地は喜多町 7 丁目■■番、田、449 m²。転用目的は宅地造成販売。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。譲受人、多治見市宝町 10 丁目 27 番地の 1、株式会社早川不動産多治見店。土地は平井町 3 丁目■■番■■、田、現況雑種地、13 m²。転用目的は事業用看板用地。3 月に■■■■番■■から分筆。

申請番号 7 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番地の 11、一建設株

式会社。土地は坂上町 7 丁目 ■■番 ■、畑、716 m²。転用目的は建売住宅敷地。3 棟計画。

申請番号 8 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■■■番地、■■■。譲受人、■■■市■町■丁目■■番地、■■■。土地は平和町 5 丁目 ■■番、田、495 m²。転用目的は自己住宅。

議長 報第 8 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第 8 号を終了する。

その他に意見があれば、挙手願う。

議長 なければ本日の議案は以上をもって終了する。

その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は 5 月 27 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 5 階第 1 委員会室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事務局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
総括主査	吉田	寛
主査	安保	博之
主査	玉山	永恵

令和2年4月22日

議事録署名

5番

7番

議長